第4章 分野別の整備・保全の方針

4-1. 土地利用の方針

4-1-1. 住宅地

①住宅市街地ゾーン

《対 象》迫地域佐沼地区郊外及び南方地域北本郷地区などの市街地内に位置する住宅地

《位置づけ》戸建て住宅のほか、集合住宅などが立地する密度がやや高い住宅市街地の形成を位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆既存の居住環境の維持を基本とします。
- ◆身近な公園や生活道路などの都市基盤が不足している地域においては、都市基盤施設 の整備改善を図り、良好な市街地環境の確保に努めます。
- ◆住宅地の質的向上を図るため、適正な土地利用と生活の基盤となる施設が整った良好な街並みづくりを誘導します。
- ◆高齢化等の対策としての集合住宅など、多様な住宅地づくりを誘導します。
- ◆住宅地内の空き家・空き地の有効活用により、良好な居住環境の形成と定住促進を図ります。

②低密度住宅ゾーン

《対 象》土地区画整理事業等により計画的に整備された住宅地(迫地域梅ノ木地区・萩洗地区、 中田地域加賀野地区など)

《位置づけ》低層戸建て住宅を中心とする低密度な住宅市街地の形成を位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆都市基盤が整った既存の良好な住環境の維持を図ります。
- ◆住宅地のさらなる質的向上を図るため、土地利用の規制・誘導により良好な街並みづくりを誘導します。
- ◆ 迫地域萩洗地区など、きめ細かな土地利用方針が示されている地区については、現状の土地の利用実態等を考慮し、必要に応じて地区計画や用途地域の変更など、地区に ふさわしい土地利用の規制誘導を図ります。

③環境共生住宅ゾーン

《対 象》 追地域佐沼地区郊外、中田地域上沼地区など今後、新たに供給される住宅地 《位置づけ》 豊かな自然と共生する低層低密度の住宅市街地の形成を位置づけます。

《整備・保全の方針》

◆新たに整備される住宅地は、市街地整備の事業などによる計画的な整備を推進すると ともに、計画的な自然環境の保全や街並みづくりにも配慮したゆとりある住宅地とし ての土地利用を誘導します。

④地域の特色ある住宅ゾーン

《対 象》各地域の中心地周辺住宅地及び集落地

《位置づけ》地域の特色を活かした、個性ある住宅地の形成を位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆登米地域では、歴史文化が感じられる街並みを備えた住宅地づくりを誘導します。
- ◆本市の地域特産である木材を活用した住宅づくりを誘導します。
- ◆豊里、石越地域には、鉄道駅の周辺に位置する生活の利便性を備えるとともに本市の 玄関口にふさわしい住宅地づくりを目指します。
- ◆無秩序な宅地開発を抑制するとともに、身近な公園や道路などの生活基盤が不足している地域では、生活の安全と利便性の向上を図るための整備改善を進めます。

⑤集落居住ゾーン

《対 象》広大な田園地帯・山林地域に位置する集落地

《位置づけ》自然環境と共生する田園集落・山村集落の住環境の維持・保全を位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆田園地帯に隣接する米山、南方地域などの中心集落地は、自然環境が感じられる住環境を維持します。
- ◆集落地の住環境の向上を図るため、生活道路や排水施設等の生活基盤の整備改善に努めます。
- ◆これまで培われてきた集落コミュニティや農村・山村の景観を維持していくことを基本とします。
- ◆市内に分散している各地域の集落地には通信網の整備を促進します。これにより、地域のコミュニティの維持や地域間の交流促進、高齢化・防災などに対応する各種情報 伝達、さらには田園居住の定住化を図る新たな就業形態の構築を目指します。

4-1-2. 商業地

①広域商業業務ゾーン

- 《対 象》商業・業務施設が集積する南方地域北東部
- 《位置づけ》市民の生活や産業・買い物等の都市活動の中心地及び広域圏の自動車利用に対応した商業地として位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆既存の商業業務機能を維持するとともに、生活関連施設の整備を促進し、多様な機能 集積型の都市づくりを目指します。
- ◆市内のみならず、周辺都市からの広域的な集客機能を活かした商業地を形成します。
- ◆一部区域の土地利用実態に即した用途地域の指定を検討します。

②沿道型商業業務ゾーン

- 《対象》〇追・南方地域の沿道型商業施設周辺、南方地域の広域商業業務ゾーンからみやぎ県北高速幹線道路の I.C 周辺の国道 346 号までの内環状道路沿道
 - ○中心市街地周辺の幹線道路周辺

《位置づけ》自動車社会に対応した商業及び業務系の土地利用の計画的な誘導を位置づけます。

- ◆周辺環境や沿道景観に配慮し、土地利用、店舗の立地を計画的に規制・誘導します。
- ◆中心市街地周辺の幹線道路周辺は、広域的な交通条件を活かした沿道の土地利用を計

画的に推進します。

③地域生活商業ゾーン

《対 象》 迫地域をはじめとする各地域の中心地

《位置づけ》既存の商業施設や生活サービス施設が立地する生活中心機能の維持、さらなる活性化を 位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆田園、水辺、山林、歴史文化等の地域固有の特性を活かした、商業空間の形成を目指 します。
- ◆地域生活の利便性のさらなる向上を図るとともに、高齢化社会に対応した、施設等の バリアフリー化を促進します。
- ◆市民のニーズに応えるよう、市全体の商業地が一体となるネットワーク、システムの 構築を図ります。
- ◆ 迫地域佐沼地区周辺に新たな公益的施設等を適切に誘導し、医療や福祉などの都市機能の集約・誘致を図ります。
- ◆空洞化が見られる中心市街地においては、既存商業地の機能を維持し、商店街を支えるために、まちなか居住を推進します。
- ◆空き店舗等を活用した新規事業者の起業を支援することにより、既存商店街の活性化 を図ります。

4-1-3. 工業地

〇産業業務ゾーン

《対象》〇迫、登米地域に計画及び造成されている工業団地 〇みやぎ県北高速幹線道路 I.C 周辺など新たな産業業務地

《位置づけ》既存の工業施設の維持及び新たな産業業務地の拡大を位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆今後も既存の工業施設を維持するとともに、農産物・木材などの地域資源を活かした 地場産業の活性化や新たな企業の誘致に努め、市内での雇用の確保を図ります。
- ◆周辺の自然環境との調和、景観に配慮するため、工業団地内の緑化等を促進します。
- ◆みやぎ県北高速幹線道路 I.C 周辺など広域的な交通条件を活かした新たな産業業務地 については、大規模な街区での土地利用を展開するために必要な宅地や道路等の都市 基盤整備の促進を図ります。
- ◆あわせて、無秩序な工業地の拡大や、他用途との混在による環境悪化を未然に防止するため、用途地域等の指定を検討し、適切な土地利用の規制誘導を図ります。

4-1-4. 複合土地利用

〇商・工複合ゾーン

《対 象》三陸縦貫自動車道登米 I.C 周辺など

《位置づけ》広域的な交通条件を活かした商業や工業等の産業活動の活性化を図る複合土地利用の促進を位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆大規模な街区での土地利用を展開するために必要な宅地や道路等の都市基盤は、土地 区画整理事業などによる整備を促進します。
- ◆交通条件を活かした産業、地域資源を活かした地場産業、ICTや環境・リサイクル 関連などの新しい分野の企業を計画的に誘致していくことを目指します。
- ◆商業や観光関連との連携を図り、市民や街を訪れる人々が地場産業や最先端技術に接 することができる空間を形成することも考慮します。

4-1-5. 田園ゾーン

《対 象》田園地帯・山林地域

《位置づけ》農地・緑地、自然環境の維持・保全を位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆本市の豊かな農地・緑地、自然景観を維持・保全していくことを基本とします。
- ◆市街地周辺の優良な農地は、無秩序な都市的土地利用を抑制し、計画的に農地を保全するための規制誘導を図ります。
- ◆農産物等を活かした地域の交流、地産地消・食農食育の場としての空間を形成してい くことを目指します。

4-1-6. 自然環境保全・活用ゾーン

①山林保全活用ゾーン

《対 象》山間エリアの森林地帯

《位置づけ》森林などの豊かな自然環境の維持・保全を位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆山間エリアの森林などの豊かな自然環境を維持していくことを基本とします。
- ◆環境を保全しながら地域の特性を活かし市民の憩いの空間など有効な利用を図ります。

②水辺活用ゾーン

《対 象》○北上川、旧北上川、迫川の河川緑地 ○伊豆沼・内沼、長沼、平筒沼などの湖沼

《位置づけ》水辺の豊かな自然環境の維持・保全を位置づけます。

《整備・保全の方針》

◆豊かな水辺の自然環境を維持・保全していくことを基本とし、観光・レクリエーションの場として有効な利用を図ります。

4-2. 都市施設の方針

4-2-1. 交通施設

(1) 広域幹線道路

将来都市構造骨格都市軸における「広域都市軸」が対象となります。

- 《対象》三陸縦貫自動車道及びみやぎ県北高速幹線道路
- 《機能・役割》仙台市、石巻市、大崎市、栗原市、気仙沼市などの近圏域、さらに隣接する一関市などの岩手県の主要都市、広域な都市間を結ぶ高規格道路を位置づけます。

《整備・保全の方針》

◆広域幹線道路としての三陸縦貫自動車道の4車線化整備やみやぎ県北高速幹線道路の 整備を促進します。

(2) 幹線道路

将来都市構造骨格都市軸における「幹線都市軸」が対象となります。

各々の道路が有する機能や役割の重要性、地域や周辺都市を結ぶ連続性などを考慮し、「幹線道路」 と、幹線道路を補完する「補助幹線道路」に区分しています。

1) 幹線道路

①内環状道路

- 《対 象》本市の中心商業地、主要な都市機能が集積している迫地域佐沼地区の市街地の外周に、 中心市街地の外郭を形成する環状軸を検討
- 《機能・役割》中心市街地に集中する交通を円滑に処理するとともに、機能的な都市活動を支援します。

《整備・保全の方針》

◆既存の幹線道路を活かすとともに、一部区間は新設ルートにより整備を推進します。

②南北幹線道路

- 《対 象》市の東部を北上川に沿って南北方向に通る国道45号、342号(一関街道)
- 《機能・役割》〇田園地帯と森林地帯の土地利用を区分するとともに、山間エリアの南北方向の根幹 を形成します。
 - ○津山地域、登栄地域、東和地域(米谷地区、米川地区)の各地域を結ぶとともに、石巻や一ノ関の南北に隣接する都市間を結ぶ、地域・都市間連携を担います。

《整備・保全の方針》

◆既存の幹線道路を活用します。

③放射幹線道路

- 《対 象》〇中心市街地から放射状に位置する国道 346 号(仙台方向)、国道 398 号(栗原方向、 東 北新幹線くりこま高原駅)、主要地方道古川・佐沼線(栗原・大崎方向:一部、登米 圏域・古川間連絡幹線道路)、主要地方道古川・登米線(大崎方向)、三陸縦貫自動 車道及びみやぎ県北高速幹線道路
 - ○南北幹線道路等から県北東部の主要都市間を結ぶ、国道 45 号(津山地域~南三陸方面)、国道 398 号(東和地域~南三陸方面)、国道 346 号(中田地域~気仙沼方向)、主

要地方道中田・栗駒線(中田地域~栗原方向、東北縦貫自動車道若柳 I.C)

- 《機能・役割》〇中心市街地と各地域間及び周辺の主要都市間を結ぶ、地域・都市間連携を担います。
 - ○放射幹線道路は、地域および周辺都市間における生活、観光・交流・レクリエーション等の各種都市活動を支援する機能を有します。

《整備・保全の方針》

◆既存の幹線道路を活かすとともに、一部区間は新設ルートにより整備を促進します。

2)補助幹線道路

①外環状道路

- 《対 象》 迫地域の市街地の外縁部に位置し、中田、登米、米山、南方の各地域間及び三陸縦貫 自動車道登米 I. C を機能的に結ぶ環状軸を検討
- 《機能・役割》田園エリアにおいて骨格を形成するとともに、広域及び地域間での生活、産業、交流、 レクリエーションなどの多様な都市活動を支援する機能、中心市街地への大型車等の通 過交通の流入を抑制する機能を有します。

《整備・保全の方針》

◆既存の幹線道路の活用を基本とし機能強化を図ります。

②補助幹線道路

- 《対 象》中心市街地と各地域間及び主要施設、または幹線道路を結ぶ、一般県道・幹線市道等 の道路
- 《機能・役割》幹線道路間を機能的に結び、幹線道路を補完する機能を有しています。幹線道路と一体となって、本市の生活・産業・交流の都市活動を支援する役割を担います。

《整備・保全の方針》

◆既存の幹線道路の活用を基本とし機能強化を図ります。

3)橋梁部

《対 象》北上川、迫川を横断する橋梁

《機能・役割》北上川や迫川を横断する橋梁で、河川の対岸を結び、市街地内の交通渋滞を解消する 機能を有しています。

《整備・保全の方針》

- ◆河川対岸への円滑な交通流が確保されていないことが市街地の交通渋滞の一因となっているため、橋梁の機能強化を図ります。
- ◆道路整備に伴い、橋梁の改修、新設整備を促進します。
- ◆災害時において北上川左岸の孤立化を防止するなど、防災上の観点を考慮し、登米地域には新橋の整備を関係機関に要望していきます。

(3)地域内道路

①生活道路

《対 象》一般市道、地先道路

《機能・役割》日常生活における各種活動を支える道路であり、主に地域生活における交通の円滑処

理、災害時の避難路となる公共空間を確保するなどの役割を担います。

《整備・保全の方針》

- ◆生活道路は、防災活動の円滑化や生活環境の向上などを図るため、狭あい道路の拡幅、 すみ切りの確保、行き止まり道路の解消などの整備・改修を適正に進めます。
- ◆冬期間の安全な交通を確保するため、市民と協働し、一体となって除雪や融雪対策に 取り組んでいくことを目指します。

②歩道

- 《対 象》幹線道路の歩道、商業地や駅周辺等のシンボル道路、河川沿いの遊歩道など 《機能・役割》歩行者・自転車交通の安全性の確保と、災害時の避難路となる防災の機能を担います。 《整備・保全の方針》
 - ◆歩行者・自転車交通の安全性の確保と、防災としての幅員を確保した歩道の確保に努めます。
 - ◆通学や高齢者、子育て世代のベビーカーなど、安全で安心な歩行空間、快適なアメニティ空間を形成するため、街路灯の適正な配置、段差のない歩道などの整備を図り、 誰もが歩いて暮らせるまちづくりを目指します。
 - ◆地域内において特色のある歩道の整備、改修を進めます。

(4)公共交通機関

①鉄道(BRTを含む)

- 《対 象》仙台市や県内外の周辺都市を結ぶ JR 東北本線・気仙沼線
- 《機能・役割》通勤通学、買い物などの生活や広域的な交流を図る公共交通の軸としての機能を有します。

- ◆鉄道とバス、タクシーなどの交通結節機能^{※6}の強化を図るため、各駅(新田、梅ヶ沢、 石越、陸前豊里、御岳堂、柳津、陸前横山)の駅前広場や各種関連施設の整備・改善を 図ります。
- ◆ユニバーサルデザイン^{※7} に配慮した駅・駅舎などの施設の整備・改善を関係機関に要望します。
 - ※6 交通結節機能:鉄道、バス、タクシー、自家用車など、異なる路線・種類の交通を結びつけ、乗り換えができる場所、施設などを指します。
 - ※7 ユニバーサルデザイン:誰にでも、いつでも、どこでも利用・使用できるよう施設等の設計・デザインを行うことで、高齢者・障がい者をはじめとするすべての人々に優しい工夫を行います。

②バス

《対 象》市民バス、市民輸送兼用スクールバス(住民バス)

《機能・役割》本市の公共交通の主軸である市民バスと、これを補完する各町域内を走る市民輸送兼 用スクールバス(住民バス)等が連携する市内の公共交通ネットワーク構築を進めます。

《整備・保全の方針》

- ◆運行路線の見直しなどによるバスネットワークの強化と利用者の利便性の向上を図ります。
- ◆市民バスは市民の通院や買い物、通勤・通学等の日常生活を支える移動手段として、 市民輸送兼用スクールバス(住民バス)等との相互連携を図ります。
- ◆市民輸送兼用スクールバス(住民バス)は、地域の実情に合わせ、住民バスからコミュニティ組織等の運営による高齢者に優しいデマンド型乗合タクシーへの転換を図ります。
- ◆福祉サービス事業や学校教育などとの連携を図り、高齢者、障がい者、児童生徒など 移動制約者の移動手段の確保を考慮した、市民の身近な公共交通を目指します。

③高速バス

《対 象》高速バス

《機能・役割》市民の仙台方面への広域移動の支援、仙台方面から観光客などの来訪者の利便性向上 を図る役割を担います。

《整備・保全の方針》

◆運行路線の維持・拡充を図れるよう、官民協働でバス利用のPRや利便性の向上を図り、利用促進に努めます。

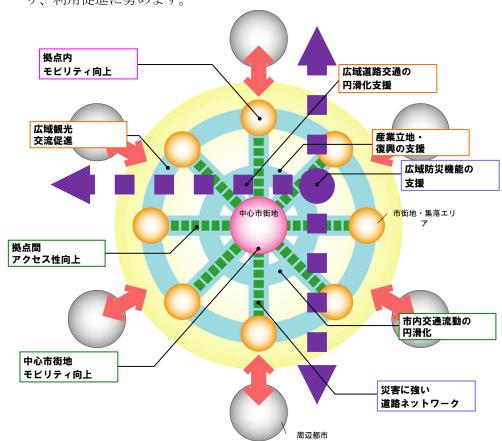


図 交通ネットワークの概念図(「登米市都市交通計画マスタープラン」より)

4-2-2. 公園・緑地

(1) 住区基幹公園

《対 象》街区公園、近隣公園、地区公園

《位置づけ・配置方針》

中心市街地エリア及び市街地エリアにおいては、生活に身近な公園を誘致距離等に配 慮して、住区基幹公園(街区公園、近隣公園、地区公園)を適正に配置します。

《整備・保全の方針》

- ◆迫地域など、公園が多く整備されている地域は、公園の維持管理に努めます。
- ◆今後、新たに形成される住宅系市街地では、土地区画整理事業等の面的整備に併せて 公園整備を進めていくことを基本とします。
- ◆公園は、利用状況を勘案の上、利用のしやすさと魅力の向上を図るため、園内施設の バリアフリー化や遊具などの改善を必要に応じて図ります。この場合、市内の木材を 利用することや水辺景観を活かすことなど、地域資源を利活用していくことを考慮し ます。
- ◆佐沼公園、梅ノ木公園、豊里花の公園、大東公園は、レクリエーションの中心的な役割を担う公園として位置づけ、公園施設のレクリエーション機能の維持に努めます。

(2) その他の公園・緑地

①広域的な観光・交流の公園・広場

《対 象》伊豆沼・内沼、長沼、平筒沼周辺、鴇波洗堰・脇谷閘門の周辺、花菖蒲の郷公園、三 滝堂周辺など

《位置づけ・配置方針》

本市の豊かな自然環境・歴史文化資源を活かした広域的な観光・交流に資する公園・ 緑地に位置づけます。

《整備・保全の方針》

- ◆親水空間を維持するとともに、さらなる魅力の向上を図ります。
- ◆鴇波洗堰・脇谷閘門の周辺に整備された北上川河川歴史公園は、交流の場としての活用を推進します。その他の公園・緑地は、既存の施設及び自然環境を維持します。
- ◆市民の健康増進・レクリエーション・交流の場となる陸上競技場等の整備を進めます。

②農山村公園

《対 象》集落地等に位置する公園

《位置づけ・配置方針》

主要な集落エリアにおいては、各集落の憩い、レクリエーション・交流の場の中心となる公園・広場を配置します。

《整備・保全の方針》

◆緑資源や河川・湖沼などの水辺環境など、地区の特性を活かした公園・広場の整備を 検討します。

(3) 水と緑のネットワーク

①親水空間

《対 象》中心市街地内を流れる迫川沿いの空間「広域的な観光・交流の公園・広場」で位置づけた公園・緑地

《位置づけ・配置方針》

迫川沿いの空間は、水辺を活かした市街地にうるおいを与える親水公園として位置づけます。

《整備・保全の方針》

◆各々の公園等の特性に応じた親水空間は、自然の生態系・植生等に配慮した整備を目指します。

②市街地における水と緑のネットワーク

《対 象》 迫地域の市街地内を流れる迫川、長沼川などの河川沿い

《位置づけ・配置方針》

歩行者や自転車が快適に通行できる遊歩道を検討します。

《整備・保全の方針》

- ◆河川沿いの遊歩道を中心に、親水公園や市街地内の公園、緑地等を結ぶ歩道等を整備 し、市街地内を回遊する水と緑のネットワークを形成します。水と緑のネットワーク を確立することによって、次の効果を期待します。
 - ・安全でうるおいのある歩行空間の確保
 - ・市民の憩いの場となる親水空間の形成
 - ・ウォーキング、ジョギングなどへの活用による市民の健康増進、レクリエーション 活動の拡大
 - ・災害時における延焼遮断帯、避難路としての活用

③広域的な水と緑のネットワーク

《対 象》北上川、旧北上川沿い

《位置づけ・配置方針》

各地域の中心地と鴇波洗堰·脇谷閘門の周辺に整備された北上川河川歴史公園を結ぶ、 水辺の基幹軸として位置づけます。

《整備・保全の方針》

◆「広域的な観光・交流の公園・広場」で位置づけた公園・緑地・湖沼や山林地域のレクリエーション施設等を結ぶ水と緑のネットワークを形成し、観光への活用、多様なレクリエーション活動の支援などを図っていきます。

4-2-3. 河川 • 下水道

(1)河川

《対 象》市街地を流れる北上川、旧北上川、迫川、長沼川等の河川

《整備・保全の方針》

◆親水空間の形成に配慮しながら、総合的な治水対策を促進します。

- ◆既存の治水機能の維持を図りつつ、未改修箇所の整備を促進し、遊水機能を持つ緑地、 農地の保全等と併せて総合的な治水機能の強化に取り組みます。
- ◆本市の豊かな水資源を次世代に継承していくため、水質浄化等河川の自然環境の再生 を検討します。

2) 下水道

《対 象》公共下水道、農業集落排水、浄化槽

《整備・保全の方針》

- ◆汚水処理は、公共下水道事業、浄化槽設置事業による整備を進め、生活環境の向上を 図るとともに、公共用水域の水質改善を進め、優れた自然環境の保全を目指します。
- ◆水質浄化に向けて、今後は、生活排水処理施設等の整備拡大を図ります。
- ◆新たに都市的土地利用を図る区域などは、段階的に排水区域の見直しを行い、公共下 水道事業による整備を進めます。
- ◆市街地の雨水排水は、公共下水道事業により整備を推進します。
- ◆浸水被害がある迫町大東地区においては、雨水排水施設の整備を計画的に進めます。
- ◆より効率的な処理施設の維持管理のため、施設の集約化等を進めます。

4-2-4. その他の公益的施設

(1)教育・文化施設

①教育施設

《対 象》小学校、中学校及び高校

《位置づけ・配置方針》

小中学校は、登米市立小中学校等再編構想に基づき、適正な学級規模と適正配置を図ります。高校は、県立高校将来構想に基づいた施設のあり方を検討します。

《整備・保全の方針》

- ◆既存施設の有効活用を基本としながら、将来的に必要とされる校舎等の配置計画についても検討します。
- ◆通学の安全性を確保するため、通学路、歩行者道路の改善を進めます。

②文化施設

《対 象》文化活動、コミュニティ形成を図る施設

《位置づけ・配置方針》

各地域の中心地には、地域住民の文化活動・コミュニティ形成の施設を配置します。

- ◆施設は公民館とふれあいセンターをはじめとする既存施設を有効活用していくことや 複合的な施設利用を図っていくことを基本とします。
- ◆文化施設等には、計画的な保全管理により、本市出身の著名人の足跡について、未来 に伝承出来るような機能を検討していきます。
- ◆歴史博物館が立地する迫地域佐沼地区の鹿ヶ城公園周辺と登米地域寺池地区の教育資料館をはじめとするみやぎの明治村は、本市の歴史文化を継承する中心エリアと位置

づけ、歴史文化の伝承や情報を発信する施設・地区として維持・活用を図ります。

- ◆東和地域米谷地区の不老仙館周辺、中田地域石森地区の石ノ森章太郎ふるさと記念館 周辺など、各地域の中心地に立地する文化施設は、施設を中心とした歴史文化の拠点 形成を図ります。
- ◆情報発信や歴史・文化の伝承のため、図書館、伝統芸能伝承館等の維持・活用を図ります。

(2) 医療・福祉施設

①医療施設

《対 象》病院等の医療施設

《位置づけ・配置方針》

すべての住民が不自由なく利用できることや、災害時に効率的に機能するよう、既存 の医療機関の適切な配置や機能転換等を踏まえて、検討していきます。

《整備・保全の方針》

- ◆病院等の医療施設と福祉施設との機能連携等の強化を図り、市民ニーズを踏まえた専門的な医療、防災や救急時にも対応できる医療福祉の拠点・ネットワーク形成を図ります。
- ◆高規格道路等を活かし、本市外との広域的な医療福祉のネットワーク形成を図ります。

②福祉施設

《対 象》高齢者、子育て支援等の福祉施設

《位置づけ・配置方針》

各地域の中心地には、高齢者、子育て支援等の福祉施設を検討します。

《整備・保全の方針》

- ◆既存施設の有効活用や複合的な施設利用、施設間のネットワーク形成を図ります。
- ◆今後の需要に応じ、保育施設等を適切に整備します。

(3) 行政施設

《対 象》市役所・総合支所等の行政施設

《位置づけ・配置方針》

本庁舎と支所等の整備、充実と、公共施設の適正な配置など持続可能な公共施設マネジメントを進め、市民サービスの継続的、安定的な供給に向けて効率的で実効性の高い行政組織づくりに取り組みます。

《整備・保全の方針》

◆市民と行政がともに公共サービスの担い手となる「新しい公共」の構築に寄与すると ともに、地域にとって利便性の高い複合的な利用を図ります。

(4) 観光・交流施設

①沿道サービス施設

《対 象》東和、津山、南方、米山の各地域に立地する道の駅

《位置づけ・配置方針》

既存の施設を維持します。

《整備・保全の方針》

- ◆沿道サービス機能を有する自動車利用者の利便に供する場、地域・広域の交流の場と して活用を図ります。
- ◆施設内には、自動車利用者のための休憩施設、情報案内施設を設置します。また、地域の特性を活かした地域産品を扱う直売所、レストラン等の施設や朝市等のイベント 開催などによる地域の活性化を支援します。

②観光ネットワーク

- 《対 象》〇各地域の水辺・緑の自然環境や歴史文化資源
 - ○鉄道各駅周辺、高規格道路等 I.C 周辺

《位置づけ・配置方針》

- ○各地域に存在する水辺・緑の自然環境や歴史文化資源を活かし、観光拠点を形成します。
- ○各観光拠点の連携を図り、市全体で一体となった観光ネットワークを形成します。

《整備・保全の方針》

◆観光ネットワークを支援する道路整備や共通イベントの実施、季節の特性を活かした 観光などのハード、ソフトの連携を構築します。本市の地域特性から、観光モデルコ ースとなる「歴史周遊ルート」や「自然周遊ルート」、観光地を歩いて楽しむことがで きる「歩いてまわるルート」を形成します。

《歴史周遊ルート》柳津虚空蔵尊・横山不動尊→みやぎの明治村→不老仙館→隠れキリシタンの里→石ノ森章太郎ふるさと記念館→興福寺・六角堂→歴史博物館 など

《自然周遊ルート》チャチャワールドいしこし→伊豆沼・内沼→サンクチュアリセンター→長沼フートピア公園→花菖蒲の郷公園→蕪栗沼・周辺水田→平筒沼→鴇波洗堰・脇谷閘門周辺 など

《歩いてまわるルート》

- ・養業地域"みやぎの明治村"
- ・各地域において、地域特性を活かした観光ルート
- ・市内での統一的なコンセプトとして"みやぎの明治村"を演出するような工夫など
- ◆鉄道各駅周辺、三陸縦貫自動車道 I.C 周辺は、まちの顔、観光・交流の玄関口として の周辺整備を図ります。
- ◆観光施設等の維持管理体制を整備します。
- ◆幹線道路の交通結節点、観光ルート等には施設案内や観光案内などの工夫を凝らしたサイン^{※8}を整備します。

^{※8} サイン:市民及び来訪者を含めたあらゆる人々が、目的地に安全かつ円滑に移動出来るように、その情報伝達手段となる標識や案内板など

4-3. 都市環境形成の方針

4-3-1. 都市景観

(1) 自然景観

①田園景観の保全

- 《対 象》水田や畑及び農村集落
- 《基本方針》田園地帯や山間地帯の農地は、自然環境を活かした景観資源として位置づけ、適切な管理を施し、保全することを基本とします。

《整備・保全の方針》

- ◆田園地帯に広がる水田や畑及び農村集落は、本市を象徴する落ち着きのある田園景観 として保全を図ります。
- ◆田園地帯内の休耕地など、地域の特性を踏まえ、農地等の有効利用と農村景観の保全を図ります。

②山林・山間部の景観保全と眺望景観の確保

《対 象》〇北上山系の稜線の緑

○三滝堂、柳津虚空蔵尊、キリシタンの里などの山間エリアに分布する歴史文化資源や 公園

《基本方針》山林・山間地帯は、自然環境を活かした景観資源として位置づけ、適切な管理を施し、 保全することを基本とします。

《整備・保全の方針》

- ◆北上山系の稜線の緑や背景の空は、中心市街地や田園地帯からの眺望景観を構成し、 その景観維持を図ります。
- ◆三滝堂、柳津虚空蔵尊、キリシタンの里などの山間エリアに分布する歴史文化資源や 公園は、自然との一体的な景観の保全を目指します。

③河川・湖沼の景観保全

《対 象》○伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、長沼、平筒沼などの湖沼 ○北上川、旧北上川、迫川

《基本方針》「河川・湖沼は自然環境を活かした景観資源として位置づけ、適切な管理を施し、保全することを基本とします。」

《整備・保全の方針》

- ◆伊豆沼・内沼、蕪栗沼・周辺水田、長沼、平筒沼の湖沼は、環境の保全を図りつつ、 "水の里"を印象づける水辺景観の形成を目指します。
- ◆北上川、旧北上川、迫川は、本市における水辺景観の基幹軸を構成します。

(2) 水と緑の景観

①水辺の景観の連続性

《対 象》北上川、旧北上川、迫川の水辺・緑

《基本方針》市内を縦断して貫流する河川は、水辺や河川敷等の緑の資源を活かし、連続性のある景 観を形成します。

《整備・保全の方針》

◆北上川、旧北上川、迫川の水辺と緑の景観の連続を維持していきます。

②市街地内の水辺景観の整備

- 《対 象》市街地を流れる迫川沿い
- 《基本方針》市街地内の河川などの水辺や緑の資源を活かし、連続性のある景観を形成します。また、 河川沿いの公園や幹線道路の植樹帯などの景観と連携を図るとこによって、市街地内の 景観の連続性を充実します。

《整備・保全の方針》

- ◆河川沿いの遊歩道などと一体となり、市街地における水辺・緑の景観の連続を形成します。生活に身近な景観資源として、良好な市街地の景観形成に向けて、積極的な活用を図ります。
- ◆河川沿いに設置される公園、緑地は、河川の水辺や緑の資源を活かした景観を形成します。

③施設内の景観の整備

- 《対象》各種公共公益施設、屋敷林、社寺林等
- 《基本方針》生活の身近な景観を保全または活用することによって、質の高い良好な市街地を形成していきます。

《整備・保全の方針》

- ◆行政施設や教育・文化施設等には、良好な景観形成に配慮したデザインの工夫や施設 内に緑化を施し、市街地の景観を形成します。
- ◆市街地内の公園の植栽、民間・法人が所有する屋敷林、社寺林などは、地域住民や関係権利者との協働のもとに緑の保全に努め、生活に身近な景観を維持していきます。

(3) 市街地景観

①住宅市街地の景観整備

- 《対 象》住宅市街地
- 《基本方針》住宅地においては、植栽、舗装、サインなどに工夫を施すとともに、建築物などの形態 や色彩などの統一化を図り、良好な市街地の街並みを形成し、住環境の維持、向上に努 めます。

- ◆ 迫地域、中田地域などの区画整理事業によって整備された住宅地は、良好な街並み形成による住環境の維持、向上を図るため、地区計画等による住民の合意に基づく土地利用や建築活動を地域特性に応じて、適切に誘導します。
- ◆その他の既存住宅地においては、地域ごとに統一感のある街並みを形成するため、建 物の建て替え時に併せて、適切な土地利用や建築の規制・誘導を図ります。
- ◆今後、新たに整備される住宅市街地は、土地区画整理事業等により、道路・公園など 公共施設の景観整備を行います。併せて統一感のある良好な街並みを形成するため、 住宅等の建築と景観づくりの一体的な規制・誘導を目指します。

◆宅地の境界には、植栽、生け垣などの設置を促進し、景観の向上を図ります。

②商業地の景観整備

《対 象》 迫地域の中心商業地や各地域の商業地

《基本方針》商業地においては、植栽、舗装、サインなどに工夫を施すとともに、建築物などの形態 や色彩などの統一化を図り、良好な市街地の街並みを形成し、住環境の維持、向上に努 めます。

《整備・保全の方針》

- ◆迫地域の中心商業地や各地域の商業地は、商業空間のサインやファサード*9の統一化、 景観に配慮した広場の設置等を積極的に進め、快適で魅力ある商業地の景観づくりを 誘導します。
- ◆ゆとりと落ち着きのある商業地の街並みの向上を目指し、電線類の地中化を検討して いきます。
- ◆商業地の空き店舗の利活用を促進し、地域と連携を図り、都市景観の改善を推進します。
- ※9ファサード:建築物の正面の外観。道路側から見たときの建物の外観のことで建物の「顔」ともいえる部分であり、建築デザインの面ではとても重要な要素です

③工業地の景観整備

《対 象》既存の工業施設

《基本方針》工業施設周辺地域への緩衝帯の設置と、その際の緑化によって景観を形成します。

《整備・保全の方針》

◆大規模な工業施設は、周辺の環境や景観に配慮した緑化を適切に誘導していきます。

4 歴史的景観の保全

《対 象》〇みやぎの明治村周辺

○東和地域米川地区

《基本方針》歴史文化資源が醸し出す、街並みや施設の景観を維持します。

《整備・保全の方針》

- ◆みやぎの明治村周辺は本市の景観形成を進める上で特に重要な区域であり、地区の魅力をさらに高める視点から、景観法により風情のある景観を維持します。また、電柱・電線の地中化による街なみ景観づくりの実施に向けた検討を行っていきます。
- ◆東和地域米川地区などは、歴史的な街並みの景観づくりと沿道の景観の誘導を図ります。

⑤駅周辺の景観整備

《対 象》新田、石越、陸前豊里、柳津の各駅

《基本方針》市の玄関口にふさわしい街並みや施設の景観を創出します。

《整備・保全の方針》

◆駅舎、駅前広場は、施設の整備・改修に併せた景観づくりを関係者に要望します。

◆駅周辺の建築物などは、関係権利者との協働によって、景観づくりを誘導していきます。

(4) 道路の景観

①幹線道路の景観整備

- 《対 象》主要な幹線道路
- 《基本方針》幹線道路の街路景観の連続性を確保します。
- 《整備・保全の方針》
 - ◆幹線道路は、歩道部への植栽、舗装やサインなどに工夫を施し、良好な街路景観の形成を目指します。

②I.C周辺、アクセス道路

- 《対 象》三陸縦貫自動車道 I. C 周辺及び I. C へのアクセス道路
- 《基本方針》I.C周辺、アクセス道路の街路景観の連続性を確保します。

《整備・保全の方針》

◆三陸縦貫自動車道 I. C 周辺及び I. C へのアクセス道路は、"登米市の顔"を形成するため、地域の特性が感じられる魅力ある街路の景観づくりと沿道の景観誘導を図ります。

4-3-2. 都市防災ネットワーク

①都市の防災拠点

- 《対 象》市役所、消防防災センター、総合支所、病院等の医療施設を中心とする地区
- 《基本方針》○災害に対する安全を確保し、安心して暮らせる都市空間を形成するため、防災ネット ワークを形成します。
 - ○防災ネットワークは、情報受発信、災害復旧、救急医療及び避難などの各種防災機能 を備えた防災拠点と防災拠点に繋がる避難路等の防災軸から構成されます。

《施設の機能・位置づけ及び整備の方針》

◆市役所または総合支所が立地する各地域の中心地、病院等の医療施設を中心とする地 区を位置づけ、災害時の活動や情報受発信基地としての拠点機能、救急医療の活動の 拠点機能、広域避難場所としての機能配置を推進します。

②地域の防災拠点

- 《対 象》公園、小中学校、公民館及びふれあいセンターなど
- 《基本方針》○災害に対する安全を確保し、安心して暮らせる都市空間を形成するため、防災ネット ワークを形成します。
 - ○防災ネットワークは、情報受発信、災害復旧、救急医療及び避難などの各種防災機能 を備えた防災拠点と防災拠点に繋がる避難路等の防災軸から構成されます。

《施設の機能・位置づけ及び整備の方針》

- ◆生活の身近にある公園などは、災害時の一時避難場所としての機能を兼ねるものとします。
- ◆小中学校、公民館及びふれあいセンターには防災倉庫を配備するなど、災害初動期の

活動や避難場所としての必要な機能を兼ね備えます。災害時において、ライフライン 復旧までの緊急対応に必要な食糧・飲料水、生活用品、防災資材などの備蓄を行います。

- ◆指定避難所となる施設については、太陽光発電装置及び蓄電池設備の導入を促進し、 災害時の停電時における避難施設としての機能の維持・向上を図ります。
- ◆出水や洪水等の災害時における復旧活動の拠点として、迫川沿岸の防災ステーション を維持・活用します。
- ◆北上川の災害等による北上川左岸の孤立化を防止するため、災害時のヘリポートの地域防災拠点の形成を検討します。災害時のヘリポートとしては、長沼ボート場、登米市消防防災センター内の2か所に配置し、また、これを補完する臨時ヘリポートを各地域1か所ずつ配置します。

③防災軸

- 《対象》三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路、幹線道路などの幅員の広い道路、主要な 河川及び緑道など
- 《基本方針》○災害に対する安全を確保し、安心して暮らせる都市空間を形成するため、防災ネット ワークを形成します。
 - ○防災ネットワークは、情報受発信、災害復旧、救急医療及び避難などの各種防災機能 を備えた防災拠点と防災拠点に繋がる避難路等の防災軸から構成されます。

《施設の機能・位置づけ及び整備の方針》

- ◆幹線道路などの幅員の広い道路、主要な河川及び緑道などを市の防災の軸として位置づけ、災害時の延焼防止としての機能や都市防災拠点・地域防災拠点を結ぶ避難路としてのネットワーク機能を確立します。
- ◆電気、水道等のライフラインの機能を災害時においても維持できるよう、防災軸を中 心とする道路の敷設物・埋設物及び関連施設の耐震性を確保します。
- ◆三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路を広域防災軸として位置づけ、救急・消防活動に活用します。

